

医師・医療法人が知っておきたい！ 税制改正早わかり 2024



田村信勝 (TOMA 税理士法人)

本コンテンツはハイブリッド版です。PDFだけでなくスマホ等でも読みやすいHTML版も併せてご利用いただけます。

▶ HTML版のご利用に当たっては、PDFデータダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶ シリアルナンバー付きのメールはご購入から3営業日以内にお送り致します。

▶ 弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することでHTML版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶ 登録手続

はじめに	p2	8. 社会医療法人関連	p17
1. 所得税・個人住民税の定額減税	p2	9. 医療機関の再編に伴う不動産取得税の特例措置の延長	p19
2. 交際費	p5	10. 予防接種法に基づく予防接種などの対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置	p19
3. 倒産防止共済の再契約適用除外	p7	11. 公益法人等の収益事業課税	p20
4. 少額減価償却資産の特例延長	p7	12. 来年度への検討課題	p22
5. 賃上げ促進税制の改正	p8	さいごに	p23
6. 事業承継税制の計画書提出期限の延長	p13		
7. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正関連	p14		

▶ 販売サイトはこちら

日本医事新報社では、Webオリジナルコンテンツを制作・販売しています。

▶ Webコンテンツ一覧

はじめに(動画1)

毎年行われる税制改正は、例年12月に与党が大綱をまとめ、2月頃法案が国会に提出され、3月下旬には成立となります。今回は、令和6年度税制改正の中でも医師・医療法人に関連する重要な変更点に焦点を当て、先生方への影響が大きいものを中心に解説します。



動画1 はじめに

1. 所得税・個人住民税の定額減税(動画2)

急激な物価高による家計負担を軽減する観点から、令和6年分の所得税・個人住民税の定額減税が行われることとなりました。

① 適用対象者

- ・令和6年分の合計所得金額が、1,805万円以下の者
(給与収入のみの場合は、2,000万円以下の者)

高額所得者は対象外となりました。先生方の中には減税対象にならない方も多くいらっしゃると思います。ただし、ご自身が対象外であっても、病院・医院を経営している場合には、職員の減税分の事務処理が必要となるため、改正内容を確認しておくことが重要です。

② 減税金額

減税金額は表1の通りです。

表1 減税金額

所得税	本人 3万円 同一生計配偶者または扶養親族（配偶者・扶養親族の合計 所得金額が48万円以下で居住者に該当する者） 1人につき 3万円
個人住民税	本人 1万円 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき 1万円

③ 実施方法

減税方法は、給与所得者、公的年金等の受給者、事業所得者等によって異なります。

給与所得者の場合

所得税は、令和6年6月1日以降、最初に支給される給与または賞与の源泉所得税から控除されます。控除しきれなかった場合は、次の給与や賞与から順次控除していくこととなります。一度に全額を控除できない場合、職員ごとに残高管理が必要となり、給与計算手続きが煩雑になる可能性があります。また、年の途中で扶養親族に変動があった場合には、年末調整の際に調整が必要です。年末に職員に渡す源泉徴収票の摘要欄には、控除した減税金額を記載します。

個人住民税においては、特別徴収（給与天引き）の場合、令和6年6月の特別徴収は行われません。年間の個人住民税から減税分の控除額を差し引いた残額の11分の1の額が、令和6年7月から令和7年5月までの11カ月間で特別徴収されます。

公的年金等の受給者の場合

所得税は、令和6年6月1日以降、最初に支給される公的年金等の源泉所得税から順次控除されます。控除された金額は、源泉徴収票の摘要欄に

記載されます。

個人住民税は、毎年10月に変更されるため、そのタイミングで減税が実施されます。そのため、公的年金等の受給者は、給与所得者よりも遅いタイミングで減税を受けることとなります。

事業所得者等の場合

事業所得者等で確定申告をする方は、第1期分の予定納税(7月)から本人分が控除されます。第1期分で控除しきれない金額は、第2期分の予定納税(11月)から控除されます。同一生計配偶者や扶養親族などの分の控除は、手続きを行わないと減税されません。したがって、減税を受けるためには、7月31日までに予定納税の減額申請を提出する必要があります(これまでの提出期限は7月15日でした)。なお、第1期分の予定納税の納期限は、9月30日まで延長されます。予定納税がない者などは、確定申告時に控除を受けることができます。

事業所得者等で個人住民税が普通徴収の場合、第1期分の納付額から控除されます。控除しきれない部分の金額は、第2期分以降で順次控除されます。

これらをまとめると**表2**のようになります。ご自身がどこに当てはまるのかを確認して下さい。

表2 所得区分別の減税実施方法

	所得税	個人住民税
給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年6月1日以後、最初に支払いを受ける給与または賞与の源泉所得税から順次控除 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収の場合、令和6年6月の特別徴収はなし 特別控除後の個人住民税の11分の1の額を、令和6年7月～令和7年5月までの給与からそれぞれ徴収
公的年金等の受給者	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年6月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金等の源泉所得税から順次控除 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金等の個人住民税の額から順次控除
事業所得者等	<ul style="list-style-type: none"> 第1期分予定納税額(7月)から本人分を控除 控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額(11月)から控除 同一生計配偶者などに係る控除は、予定納税額の減額申請により対応 予定納税のない者などは、確定申告の際に控除 	<ul style="list-style-type: none"> 普通徴収の場合は、第1期分の納付額から特別控除相当額を控除 控除しきれない部分の金額は、第2期分以降順次控除



動画2 所得税・個人住民税の定額減税

2. 交際費(動画3)

個人開業医の事業所得においては、交際費に特定の制限はなく(ただし、事業に直接関係のないものは必要経費とは認められません)、経費として計上することができます。しかし、法人の場合は、交際費について損金算入が制限されています(損金不算入制度)。この損金不算入制度の一部の